

「内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」に関する意見募集の結果について

令和5年12月
内閣府大臣官房総務課

内閣府においては、「内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」について、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。その結果について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 実施方法

- (1) 募集期間：令和5年10月21日（土）から同年11月19日（日）まで
- (2) 提出方法：インターネット上のメールフォーム、郵送又はFAXにて

2. 御意見総数

2件

3. 御意見の概要及びそれに対する考え方

別紙のとおり

4. 公布日・施行期日

公布日：令和5年12月19日（火）

施行期日：公布の日

(別紙)

No	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	<p>「国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない」ための改正には大いに賛成ではあります。</p> <p>但し、本改正要件における電子署名等の制限の緩和をするのであれば、併せてその利便性を追求するため、内閣府の人材が、在宅勤務やその働き改革を推進するためにも、セキュリティに配慮しつつ、在宅で署名などを実施できるリモート署名を行えるようなことを推奨するように基盤環境を整えるべきと考え、僭越ながらも提言させていただきます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>13条2項については、「行政機関等が、内閣府の所管する内閣府本府関係法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、安全性についての配慮を行った適切な方法によるものとする。」として、安全性についての配慮を促し、また安全性への対応についての法令での義務化を行うようにするのが適切と考える。</p>	<p>御指摘の第13条第2項においては、当該条項が適用される規定ごとに、セキュリティ等の安全性の観点も含めて情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとしております。現在においても、政府が調達するクラウドサービスについては、厳格なセキュリティ評価制度をクリアしたサービスから調達を行っており、引き続きこうした取組を進めてまいります。</p>